

◇令和2年5月8日より、セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度の申請に必要となる書類について、以下のとおり変更(簡素化)を行いました。

変更になった必要書類等

書類名	説明	変更点
認定申請書	1通、実印を捺印(自署でも可)	正・副2通の提出としていましたが、1通のみとします。 また、申請者自署の場合、実印の捺印は省略できます。
月別の売上高等を証明できる資料	A. エクセル様式「月別売上高計算表」を作成(各要件で指定された年月の売上高をすべて記入し、法人または個人により真正性の証明を行ったものであれば任意の様式も可)	売上高の分かるものとして、試算表等の提出を必要としていましたが、今回、エクセル様式「月別売上高計算表」を追加します。この様式へ必要事項を入力し、(法人の場合、法人名)代表者名を記入し実印を捺印(自署でも可)した場合、これまで必要としていた根拠書類の提出は不要とします。
その他の必要書類(事業所所在地が確認できる書類など)については、変更点はありません。		

お問い合わせ先

枚方市役所 観光にぎわい部 商工振興課

電話:072-841-1381(直通)